

兵庫県公報

平成20年2月29日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目 次

告 示
有害興行の指定 (青少年課) ページ 1

告 示

兵庫県告示第178号の2

青少年愛護条例 (昭和38年兵庫県条例第17号) 第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成20年2月29日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	超いんらん やればやるほどいい気持ち	新東宝映画
同	どれいちゃんとしゅじんさまくん	トルネード・フィルム
同	美しすぎる母	アスミック・エース
同	窯焚 -KAMATAKI-	テイ・ジョイ
同	女復縁屋 美脚濡ればさみ	オーピー映画
同	ラスト、コーション	ワイズポリシー